

電子契約のご案内

埼玉県では、DX推進の一環として、令和5年4月から立会人型電子契約を導入しました。

手数料は無料です。電子契約が可能な案件は入札公告等に記載しています。ぜひ、ご利用ください！

電子契約とは

紙の契約書に印鑑を押す代わりに、電子ファイル（PDF形式の契約書）に電子署名とタイムスタンプを付与して契約を締結するものです。

インターネットに接続し、電子メールを受信できる状況であれば、**パソコンやスマートフォンでご利用いただけます。**

電子契約のメリット

① 収入印紙不要

契約書に収入印紙を貼付する必要がないため、**印紙代を削減**できます。

② 事務時間やコストの削減

契約書の製本や郵送、押印等を行う必要がなくなることから担当者の事務負担が減少し、**契約締結までの時間やコストを削減**できます。

サポート体制

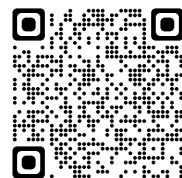
システム操作等のお問合せに対応できるよう、**専用のヘルプデスク**を設置しています。

詳しい情報は埼玉県ホームページへ。QRコード又は下記URL からアクセス。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/denshikeiyaku.html>

埼玉県マスコット
「コバトン」



**契約コスト減！
事務負担減！**



電子契約締結の流れ



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

【利用の検討】

- ① 対象となる契約
電子契約の対象となる案件は、入札公告等にその旨を記載しています。
- ② 利用する電子契約サービス
埼玉県の電子契約では、弁護士ドットコム株式会社が提供する「クラウドサイン」という立会人型電子契約サービスを利用します。
- ③ 利用環境
インターネットに接続し、電子メールを受信できる環境があれば、パソコンやスマートフォンから利用が可能です。
- ④ 手数料は無料です。アカウントの登録は不要です。
電子契約サービスの利用にかかる費用は県が負担します。
無料のアカウント登録も必要ありません。
- ⑤ コスト削減、事務負担軽減などのメリットがあります。
印紙代の削減等、様々なメリットがあります。
まずは1度、ご利用ください！

【電子契約の締結】

- ⑥ 県に「立会人型電子契約メールアドレス確認書」を送付します。
契約締結前に、電子契約の「承認者」「担当者」の職・氏名とメールアドレスを記載した書類を、県に電子メールでご提出いただきます。
 - ・「承認者」…紙の契約書の場合に、実際に押印をされる立場の方（必須）
 - ・「担当者」…契約事務の担当者様
- ⑦ 確認依頼メールが届いたら契約書の内容を確認し、承認します。
 - ・ 県職員がクラウドサインに契約書（PDF形式）を登録し、⑥でお知らせいただいたメールアドレスを登録して、確認依頼メールを送ります。
 - ・ 最初に「担当者」にメールが届きます。メール本文のリンクをクリックして契約書の内容を確認し、問題がなければ承認してください。
 - ・ 次に「承認者」にメールが届くので、同様に確認・承認してください。

【電子契約締結後】

- ⑧ 「電子契約書」と「合意締結証明書」のファイルを保管します。
 - ・ 電子契約書は、契約締結完了メールに添付されて送付されます。（ファイルサイズが大きい場合は、メール本文のリンク先からダウンロードします。）
 - ・ クラウドサインが発行する「合意締結証明書」は、県職員から電子メールで送付します。
 - ・ 2つのファイルを紛失しないよう保管してください。